

産業建設常任委員会委員長報告

(27.3.25)

産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告します。

まず、第3号議案、平成27年度簡易水道事業特別会計予算は、施設維持管理費及び上水道事業への統合に向けた施設整備工事費等が主なものであり、別段異論なく、採決の結果は全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第5号議案、平成27年度地域下水道事業特別会計予算は、地域下水道施設の適正な管理運営を行うための施設維持管理経費等が主なものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案、平成27年度上水道事業会計予算は、上水道の安定供給のために実施する各水道施設の整備工事費等が主なものであり、第11号議案、平成27年度下水道事業会計予算は、汚水管渠^{かんきょ}整備及び長寿命化計画に基づく年谷浄化センターの改築工事費等が主なものであります。

これら2議案については、大規模スポーツ施設関連経費に係る反対討論があり、採決の結果は、いずれも賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第５８号議案、亀岡市景観条例の制定については、本市固有の景観と快適な生活が調和した豊かな生活環境の創造及びにぎわいのあるまちづくりの実現をめざすため、本市における良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法の施行について必要な事項を定めるものであります。

本議案に関しては、平成２３年６月定例会において、城下町における歴史的景観形成重点地区の指定に反対して３自治会から提出された「景観条例の制定に反対する請願」を採択し、附帯決議により、反対町への説明責任を果たし、合意形成に取り組むことを求めてきた経過があります。

この間、執行機関においては、城下町地区を中心とした各町との懇話会や説明会、また町家所有者へのアンケート調査や景観フォーラムの取り組みなど、景観啓発の活動・協議を継続して進められ、当委員会の調査においても、適宜執行部からその取り組み状況の報告を受け、住民合意による街並みの保全をめざした景観計画案の策定に向け、議論してきました。

これらの経過を踏まえ、景観計画区域の構成のうち城下町地区においては、歴史的景観形成地区の設定を行わず、一般地区とする中で、地域住民の良好な景観の形成意識の高まりにより合意のとれたエリアについて景観形成地区への追加指定を行い、積極的な助成を行おうとする方針のもと、景観計画案を見直し、都市計画審議会の承認を得て、今回の条例提案に至ったものであります。

討論においては、議会の附帯決議に基づき、これまで年数をかけて合意形成に向けた取り組みを重ねてきた上で、景観の形成や保全に向けた地域住民の気運の盛り上げ、意識喚起を図る補助施策等を設けられたことから、一定、議会としての役割も果たせたものとする賛成意見があり、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第５９号議案、市営特定目的住宅条例の一部改正は、篠町野条に設置している特定目的住宅１戸を用途廃止しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第６０号議案、市道路線の認定については、開発に伴うものや地元自治会からの要望に基づくものなど１６路線を認定しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、本常任委員会に付託されました請願について、審査経過と結果を報告いたします。

受理番号２、「農業改革に関する請願」について、その趣旨は、国の進める農業改革に関して、家族経営農業の確保・育成に反する、企業の農業参入、農協の組織改編や農業委員会の制度改革等に反対し、政府に対して意見書を提出するよう求めるものです。

賛成討論として、家族経営による農業の現状に企業が参入することにより食料自給率、国土保全の面からも問題があり、安全でおいしい農産物は日本の家族農業で守っていかなければならないとする意見。

反対討論としては、請願の趣旨は理解できるが、農業対策の観点から農協の改革は必要であり、また、家族経営農業を守る政策だけでは今後立ち行かず、就農者を確保し、農業をしっかりと推進していくための新しい政策が今求められているとの意見があり、採決の結果は、賛成少数により、不採択とすべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告とします。

条例

亀岡市景観条例の制定

平成23年6月定例会の条例制定
反対請願の採択、地域住民の合意形
成を求めた議会の附帯決議を踏まえ、
景観計画を見直し今定例会に提案

全員賛成

本市固有の景観と快適な生活が調
和した豊かな生活環境の創造、にぎ
わいのあるまちづくりの実現をめざ
すため、景観形成に関する基本的な
事項などを定め、景観計画に実行性
を持たせるもの。

審査の経過

議会では、平成23年6月、城下町
における歴史的景観形成重点地区の
設定に反対し、城下町3町から提出
された「景観条例の制定に反対する
請願」を採択し、附帯決議により、
反対町への説明、合意形成に努める
よう求めてきた経過があります。

この間、行政においては城下町地
区を中心とした各町との懇話会、ア
ンケート調査や景観フォーラムの開
催など、景観啓発の取り組みを継続
して進め、当委員会では適宜その状
況報告を受ける中で、住民合意によ

る街並みの保全をめざした景観計画
案の策定に向けて議論してきました。

これらの経過を踏まえ、城下町地
区を一般地区とする中で、地域住民
の良好な景観の形成意識の高まりに
より、合意のとれたエリアについて、
景観形成地区への追加指定を行い、
積極的な助成を行う方針のもと、景
観計画を見直し、今回の条例提案に
至ったものです。

賛成討論

議会の附帯決議に基づき、時間を
かけて合意形成に向けた取り組みを
重ねた上で、景観の形成や保全に向
けた地域住民の気運の盛り上げ、意
識喚起を図る補助施策等を設けられ
たことを評価する。

請願

農業改革に関する請願

請願者 TPPストップ口丹連絡会
代表佐々木幸夫ほか8団体ほか1名

国の進める農業改革に関して、家
族経営農業の確保・育成に反する企
業の農業参入、農協の組織改編や農
業委員会の制度改革等に反対し、政
府に対して意見書を提出するよう求
めるもの。

賛成少数のため不採択